| 1 | 全教共済 | | | | | | 給切 | 中請書 | 以义义 | · 🗏 | 然災害 | |
|-----------|-------------------------|------------------|--------|------------------|------------|--------------|------------------|------------------|----------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | | | 1 | . 下記 | の情報 | をご言 | こ人く | ださし | ,١ | C-1 |
| | | | | | | 記入 | 日 20 | | 年 | | 月 | |
| | | | | | = | 共済会名 | | | 職場 | 名 | | |
| | | | | | | 個人番号 職員番号 | | ナンバー | ではあり | ません | | |
| | | | | | | フリガナ | | | | | | |
| | | | | | 共 | ∵済契約者 氏名 | ŕ | | | | | |
| | | | | 同意 | 黒旧〉 | | で定める個人 こ時は、請求 | | | | | |
| 振込 | 銀行 | 労金 農協 | 支店名 | | | 支店 番号 | | | 医番号 めで記入 | | | |
| 口座 | 信用金 | 金庫 信用組合 | 預金種目 | □普通 [| □貯蓄 | | 名義人 | | | | | |
| | | | | | 契約者0 | 7•17.7 | <u>ご記入く</u> が | | 济契約 | 者死亡時 | 寺は受取 | 人のもの |
| 2. | り災した物件の | の住所を証 | 入もし | くは印字内 | 容を確 | 認し誤り | りがあれ | ば修正 | してく | ださい | ١, | |
| | | · | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 勿 牛 | | | | | | | | A l | 物件番号: | | 坪数: |
| | | | | | | 4 9 1 | - / 4.5 % | • . | 18 | <u>が件番を</u> | • | 叶剱. |
| <u>3.</u> | り 災日を記入 事由発生日 | <u>し、り災内</u> | | いて該当垻 | 目に☑ | を入れて | くたさ | <i>د</i> ۱. | 1 | | | |
| | (り災日等) | | 年 | 月 | | 日 | | | | | | |
| | | □火災 | | □破裂·爆発 | | |]車両の種 | | | | | |
| ر الا | 火災等 | その他の不 | | | 左山赤 | _ | 700 lib 1 or | アウベル | しいと古 | +4-0-1-2 | ましせす | |
| 八火 | ・八火守 | | | 飛来・衝突・ 生じた事故の | | |]②他人の]④突発的 | | | | | ひ上の掲 |
| | | | | 上した事故の 呂釜のみ被害 | | |]]落雷 | /よ i i i / C v | ノ巨1女/加 | 口113% | . 0 /3 1. | 少工 少頂 |
| | | | | 突風、竜巻、暴 | | | | ょう) | | | | |
| 自然 | 災害 | □雪災(降雪 | 雪の場合に | こおけるその雪 | の重み、 | 落下等に | よる事故ま | たは雪崩 | 育による攅 | 書等) | | |
| | | □水災(洪/ | 水、融雪洪 | :水、高潮、高沤 | 支、土砂角 | 崩れ、落石 | 等の水災 |) | | | | |
| 地震 | ・地震等 | □地震•噴ź | 火・津波(そ | とれらを起因とし | た火災 | 含む) | | | | | | |
| その | <u></u> 他 | □その他(| | | | | | | | | | |
| 4 | 今回のり災に | ついて、同 | i—の指: | 実を補償す. | る他の | 契約のる | 自無を心 | が記入 | してく | ださし | ١. | |
| | | 険会社等の名 | | 保険の種類 | | 番号 | | 2約者名 | | | 金請求(| の手続き |
| □無 | € □有 | | | | | | | | | | □未□ | □済 |
| | 場合は右側に入ください。 | | | | | | | | | | □未□ | □済 |
| 【共 | | のみ】受取 | !人の情報 | 吸をご記入く | ださい | | | | | | | |
| | 取人 | | | | 柄 | ÷ | | | | | | |
| | リガナ 名 名 | | | (印) | 住所 TEL | Γ | | _ | | - | | |

| * | 以下共深 | 会で記 | 入 | 1 | 相殺[|]有 | □無 | ②返金 | :口有 | □無 |
|---|------|-----|---|--------|-----|----|----|-----|-----|----|
| | 共済 | 年 | 月 | ~ | 年 | 月 | | 円 | 相殺・ | 返金 |
| | 共済 | 年 | 月 | ~ | 年 | 月 | | 円 | 相殺・ | 返金 |
| | 共済 | 年 | 月 | ~ | 年 | 月 | | 円 | 相殺・ | 返金 |
| | 共済 | 年 | 月 | \sim | 年 | 月 | | 円 | 相殺• | 仮金 |

「個人情報に関するお知らせ」

| 建物 | | |
|----|--|--|
| 家財 | | |
| 地震 | | |
| 借家 | | |
| 構造 | | |
| 区分 | | |

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。 詳しくは、全教共済ホームページ等で公表している「全教個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」をご参照ください。

| 共済 | 会 | | 全教 | 共済 | |
|----|---|---|----|----|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |

全教共済

火災・自然災害共済の給付申請をされる方へ【地震災害の場合】

(おうちの共済)

- ○地震・噴火・津波が発生し、り災した場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。
 - (損害範囲・内容によっては、外部会社の鑑定事務所の鑑定人による現地調査をおこなうことがあります。)
- ○給付申請書の該当欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して各共済会までお送りください。早めの申請をお願いします。
- ○総合共済にもご加入の場合は、共済契約者本人の居住する建物の被害について、自然災害見舞金を合わせて給付します。

1.「地震災害見舞金」と「地震災害共済金」の給付対象となる事由

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災(延焼・拡大を含む)、損壊、埋没または流失によって共済目的である建物および家財※について生じた損害 (※家財は地震災害見舞金については対象外)

- ●以下のものは「地震災害」の共済目的物ではありません。
 - 門、塀、垣根その他の建物の付属工作物
 - ・建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物(付属建物の中の家財は共済目的物です。)

|*2022 年7月以前り災の場合は、空家・貸家は「地震災害」の対象外です。

2. お支払いする共済金について

<u>地震特約がある場合⇒①地震災害見舞金 と ②地震災害共済金</u> が給付されます。 地震特約がない場合⇒①地震災害見舞金のみ給付されます。

①地震災害見舞金(基本契約)

市町村が発行した「り災証明書」によって共済金が変わります。

| 損害の程度(り災証明書) | 共済金(支払額) | 限度額 |
|--------------------|----------------|--------|
| 全壊 | 5,000 円×建物加入口数 | 100 万円 |
| 大規模半壊・半壊 | 2,000 円×建物加入口数 | 50 万円 |
| 建物の損害額 50 万円以上の部分壊 | 500 円×建物加入口数 | 10 万円 |

※建物の損害額が50万円未満の場合は、地震災害共済金はありません。

※空家・貸家は「地震災害見舞金」の対象外です。

②地震災害共済金(地震特約)

市町村が発行した「り災証明書」によって共済金が変わります。

| 損害の程度(り災証明書) | 共済金(支払額) | 限度額 |
|--------------|---------------|----------|
| 全壊 | 40,000 円×加入口数 | 1,600 万円 |
| 大規模半壊 | 24,000 円×加入口数 | 1,200 万円 |
| 半壊 | 14,000 円×加入口数 | 800 万円 |

市町村が発行した「り災証明書」が「部分壊(一部壊)」となっている場合、もしくは市町村が発行した「り災証明書」がない場合は以下の通りです。

| 損害の程度(り災証明書) | 共済金(支払額) | 限度額 |
|--------------|--------------------------------------|--------|
| 50 万円以上の部分壊 | 7,000 円×加入口数 か、 損害額の 60%のいずれか少ない額 | 400 万円 |
| 50 万円未満の部分壊 | 1,500 円×加入口数 か、 損害額の 60%のいずれか少ない額 | 30 万円 |

【損害額】について

- 「損害額」とは原状(り災前の状態)復帰の費用のことで、全教共済が査定し認定する金額です。
- ・改修時に追加しておこなった工事や、応急処置にかかった工事等の費用は含みません。 ※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけではありません。

「地震災害共済金」と「地震災害見舞金」の請求に必要な書類

給付申請に必要な書類は以下の通りです(申請内容によっては、これ以外の書類の提出をお願いする場合が あります)。

| | <u> </u> | 右上の番号 | 必要書類 | | 入手先 |
|-------|----------|-------|------------------------------|---|---------------------------------|
| 申請す | | C-1 | 給付申請書 (火災•自然災害 共済用) | 全教共済所定の書類です。 | 共済会 または ホーム ページ |
| | | | り災証明書 (市町村発行のも の・コピー可) | 市町村が発行した損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」「部分壊(一部壊)」)が記載されているり災証明書です(さまざまな公的支援を受けるためにも必要なものです)。 市町村による発行がされない場合は、全教共済所定の「り災証明書(右上の番号(C-2))]で職場もしくは自治会による証明を受けたうえでの申請は可能です(「部分壊」で認定します)。 | 市町村 共済会 または ホーム ページ |
| る場合か | | C-3 | 被災状況見取図 | 全教共済所定の書類です。 ※建物建築時の設計図のコピーを利用されても構いません。その場合は、 被災箇所を赤字等でご記入ください。また、加入物件と付属建物・付属工作 物の位置関係がわかるようにご記入ください。 | 共済会 または ホーム ページ |
| ならず必要 | | | 写真 | 【必要な写真】 ・建物全景(別角度から3~4枚) ・り災部分と周囲の関係がわかるもの(被災箇所と部屋全体等の関係が分かるように複数枚) ・り災箇所(家財含む、なるべく離して撮影、複数枚) ※付属建物・付属工作物のり災の場合、建物本体との位置関係の分かる写真が必要です。 | 業者かご自身で撮影 |
| | | | 見積書(コピー可) | 内訳が記載された見積書を提出してください。 ※内訳の記載が全くない場合は査定が困難な為、内訳が記載された見積 書の作成を業者に依頼していただき、提出をお願いします。 ※必ずしも、提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけで はありません。 | 業者 |
| 特定の問 | | C-4 | 家財の被害状況 申告書 | 全教共済所定の書類です。 家財契約(地震特約つき)があり、家財の被害がある場合に必要です。家財 の被害内容について記載してください。 | 共済会 または ホーム ページ |
| 場合必要 | | | マンション契約・耐火契約に関わる確認資料申告書 | 「マンション契約」もしくは「耐火契約」であり、その証明書を加入時に提出していない場合は、全教共済所定の「確認資料申告書」や「建物構造が確認できる資料」等を提出してください。 | 共済会 または ホーム ページ |

4. よくある質問について

- Q. どのように共済金を決めるのですか?
- A. <u>地震特約がある場合、全教共済が査定し認定した「損害額」の60%を限度に共済金が決まります。</u>地震に ついては「原状復旧のための修理費全額をお支払いできる」制度ではありませんのでご注意ください。 損害の程度と加入口数によっても限度額が異なります。詳しい共済金の計算式については、1ページをご確 認ください。
- Q. 共済金が支払われる前に工事を始めてしまってよいですか?
- A. 工事をおこなうかどうかはあくまで共済契約者の方のご判断です。全教共済は提出された書類にもとづいて 査定をおこない損害額を確定します。必ずしも提出された見積書に記載されている金額が支払われるわけで はありません。共済金が支払われる前に工事を始めた場合は、工事額とお支払いする共済金に差異が出るこ とがありますのでご理解ください。
 - ※「火災保険(共済)で自己負担なく修理ができる」と勧誘する業者とのトラブルが増えています。充分ご 注意ください。

ご不明な点がありましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ、上記の目的の範囲内で提供する場合があります。